事業者の皆様へ

事業系一般廃棄物の適正処理のルール

四日市市

◆事業系廃棄物は、自らの責任と負担により処理しなければいけません。

■事業者の責務

事業活動に伴って発生する廃棄物の処理は、「廃棄物処理法」及び「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

事業系廃棄物は家庭系廃棄物とは異なり、各事業者の責任と負担で処理することが原則です。

■事業系廃棄物とは?

事業系廃棄物とは、事業の規模の大小、営利・非営利を問わず「すべての事業活動から発生するごみ」のことを言い、廃棄物の量や質を問いません。

工場、事務所や飲食店だけではなく、学校、病院や社会福祉施設などから発生するごみも「事業系廃棄物」となります。

■廃棄物の分類

- 廃棄物
  - 家庭系廃棄物
    一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物
  - 事業系廃棄物
    - 事業系一般廃棄物
      事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くもの
      → 処理方法は、P3、4、5、6 「事業系一般廃棄物の処理方法」を参照
    - 産業廃棄物
      事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定する20品目
      → 産業廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託（P7、8、9を参照）

事業系廃棄物の分別の例

主な事業系一般廃棄物の種類

産業廃棄物以外のもの

生ごみ

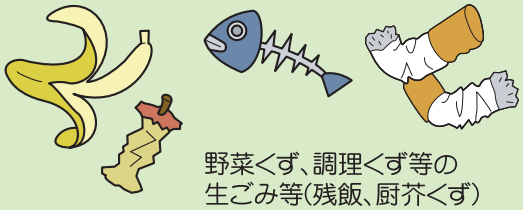

野菜くず、調理くず等の
生ごみ等(残飯、厨芥くず)

リサイクルできない紙類

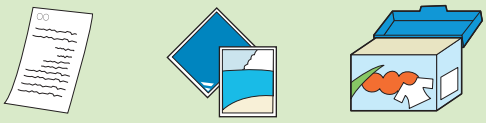

感熱紙　写真　洗剤の箱
においが残っているもの

リサイクルできない布・衣類

綿などの天然繊維でできている作業着、タオル、布切れ等

木くず、落ち葉

木製の机、椅子、棚等

敷地内の落ち葉、剪定枝など
(建築廃材等は産業廃棄物です)

主な産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

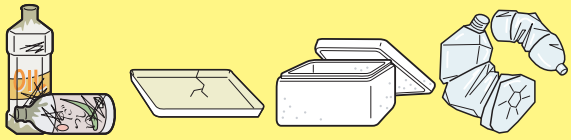

プラスチック製品、トレー、発泡スチロール、
合成繊維くず(作業着、タオル、布切れ等)、ペットボトルなど

金属くず

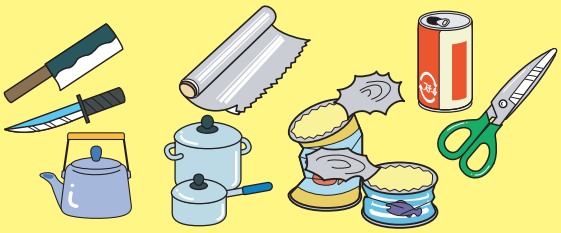

刃物、アルミホイル、缶、なべ、やかんなど

ガラス・陶磁器くず

コップ、植木鉢、茶碗、飲料用びん、薬品びんなど

廃油

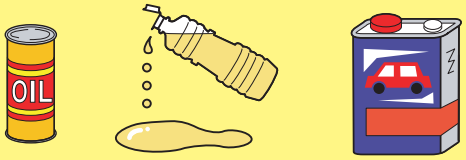

食用油、エンジンオイルなど

その他

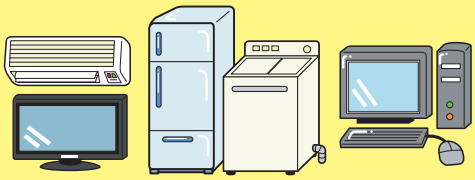

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなど

詳しくはP７、８、９を参照してください。

主に市で処理できるごみです！

原則市では処理できません！

事業系一般廃棄物の処理方法　～処理方法～

会社、工場や飲食店など事業活動から発生した事業系一般廃棄物は、「可燃ごみ」と「破砕ごみ」等に分別し、四日市市指定のごみ収集袋か、透明または半透明の袋に入れて、以下のいずれかの方法で処理してください。なお、事業系一般廃棄物を地域のごみ集積場に出すことはできません。

紙類や布・衣類等の資源物は、リサイクルに努めてください。

方法1

民間のごみ収集運搬業者に収集運搬を依頼する。

ごみの収集運搬を民間業者に依頼する場合は、必ず四日市市の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業者」に依頼してください。収集運搬料金等については、直接許可業者にお問い合わせください。収集運搬業者一覧は、以下の市のホームページをご参照ください。

http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001553/index.html

~~事業系廃棄物を市のごみ処理施設に搬入する予定がある場合は、収集運搬業者へ委託する場合であっても、あらかじめ四日市市廃棄物搬入管理要綱に基づき、「廃棄物搬入許可」を取得してください。（取得方法はＰ４参照）~~

方法2

自ら四日市市クリーンセンター(市のごみ処理施設)に運ぶ。

処理手数料は、計量によりその都度現金でお支払いしていただきます。

処理手数料　100kgまでは~~1640円~~1670円　　167

100kg超える場合は、10kg当たり~~164~~円加算

◆市のごみ処理施設に搬入する際の注意事項

①受入時間（祝日は受入可、年末年始を除く）

	午　前	午　後
月曜日～金曜日	8時30分～12時	1時～4時30分

②ごみ袋は、四日市市指定ごみ収集袋又は透明・半透明の袋をご使用ください。（中身が見えない黒色の袋などは使用不可です。）

③受け入れは、**四日市市内で発生したものに限ります。**

④事業系廃棄物を四日市市クリーンセンターに搬入する予定がある場合は、あらかじめ四日市市廃棄物搬入管理要綱に基づき、「廃棄物搬入許可」を取得してください（取得方法はＰ４参照）。

⑤**産業廃棄物の搬入はできません（市長が認めたものを除く）。**

⑥受入時間内での搬入を厳守いただくとともに、できる限り時間に余裕をもって搬入をしてください。

⑦四日市市クリーンセンター構内は禁煙です。また、構内では速度制限（20km/h）を守っていただくとともに、運転中の携帯電話の使用は禁止です。

事業系一般廃棄物の処理方法　～施設概要と搬入許可について～

四日市市クリーンセンター

住所：四日市市垂坂町1736番地

TEL：059－331－6181

搬入許可の取得について

事業系一般廃棄物を四日市市クリーンセンターに搬入する場合、ごみの排出事業者は、「廃棄物搬入許可」を取得しなければなりません（自ら搬入する場合~~または収集運搬業者への委託にかかわらず~~許可の取得が必要です）。

許可の申請は、事前に廃棄物対策室（TEL 059-354-4415）にしてください。審査後、許可書を発行します（許可書の発行には一定期間いただきますので、早めの申請をお願いします）。

申請書は、廃棄物対策室にお問い合わせいただくか、下記の市のホームページからダウンロードしてください。

http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001553/index.html

≪許可内容の変更≫

許可の内容(住所、氏名、廃棄物の種類、~~運搬する業者~~、搬入車両等)に変更があった場合は、すみやかに「廃棄物搬入許可変更申請（届出）書」を提出してください。

事業者が自ら搬入する際の注意事項

① 自ら搬入する事業者は、市から配布された「廃棄物搬入車両ステッカー」を受付から見える位置に貼付してください。

※車両外側の運転席横部分への貼付が原則ですが、レンタカーなどでステッカーの貼付がどうしてもできない場合は、ダッシュボードなど受付から見える位置に置いてください。

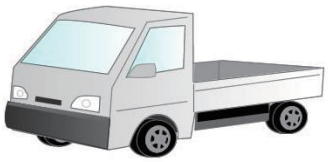

② 許可された車両以外は搬入できません。

事業系一般廃棄物の処理方法　～分別～

廃棄物の種類により処理方法が異なるため、四日市市クリーンセンターに搬入する際には、下記のように分別してください。なお、家庭ごみの分別に関しましては、別冊の「ごみガイドブック」をご参照ください。

可燃ごみ（Ｌサイズの袋に入るものもしくは 50cm 以下のもの）

生ごみ

野菜くず、調理くず等の
生ごみ等(残飯、厨芥くず)

リサイクルできない紙類

感熱紙　写真　洗剤の箱
においが残っているもの

落葉

リサイクルできない布・衣類

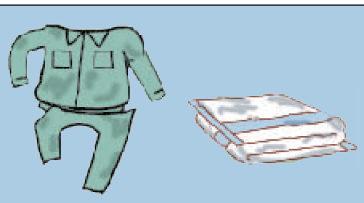

綿などの天然繊維でできている作業着、タオル、布切れ等

など

木くず

○太さおおむね５ｃｍ以下のもの
⇒長さ 50ｃｍ以下にして「可燃ごみ」

破砕ごみ

木製の机、椅子、棚、畳（スタイロ畳を除く）等の粗大ごみ

※建設業に伴って発生した
畳は産業廃棄物です

○太さ５ｃｍ以上 20ｃｍ以下のもの
⇒長さ１ｍ以下にして「破砕ごみ」

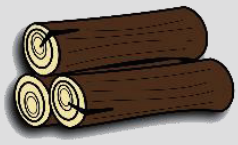

（建築廃材等は産業廃棄物です）
（枝・葉は払って可燃ごみとして処理）

など

資源物

リサイクルができる紙、布類は、再生資源事業者にお渡しください。金属類やびん類は、産業廃棄物になりますので、リサイクルできるものは再生資源事業者へ、リサイクルできないものは産業廃棄物として処理業者へ委託してください。

事業系一般廃棄物の処理方法　～搬入禁止物～

下記に記載がある事業系廃棄物は、原則として四日市市クリーンセンターには搬入できませんので、ご注意ください。

区分	内容
産業廃棄物	産業廃棄物（種類についてはＰ７、８を参照してください） ※ただし、従業員の飲食に伴って発生した弁当容器、包装フィルム、ラップ、菓子袋などの廃プラスチック類（ペットボトルを除く）は産業廃棄物ですが、例外的に市でお受けできます。可燃ごみとして四日市市クリーンセンターに搬入してください。
長大な可燃物	長さ 200 ㎝を超える可燃物。
	木材や木の幹など太さおおむね 20 ㎝を超える可燃物。 ※太さ 20 ㎝を超えるものは、処分方法等について市と協議をしてください。
毒性又は危険性を有するもの	水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品など有害性のあるもの。
	ガスボンベ、火薬、発煙物などの爆発の危険性のあるもの。
	ガソリン、灯油、オイル類、シンナー、ベンジンなど引火性の強いもの。
	生石灰等水分を含むと発火や可燃性ガスを発生するもの。
甚だしい悪臭を発する等処理に支障をきたすおそれのあるもの	動物、魚などの臓物、残さ物など。 （袋などにより臭気止めをすれば搬入可）
ひも状・シート状のもの	ひも類、ロープ類、ホース、ネット、ゴムシートなど。
粉状のもの	おがくず、小麦粉など、粉状の廃棄物。（可燃性の袋に入れて飛散防止措置が講じられたものは搬入することができます。）
再生資源化が可能なもの	事業活動から発生した紙類、布・衣類（天然繊維の比率が５０％以上のもの）で再生資源化が可能なものは搬入不可。（びん、飲料缶、金属類は産業廃棄物であるため搬入できません。）
家電リサイクル法の対象機器	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器。

産業廃棄物の処理方法

事業系廃棄物のうち、下表の品目は「産業廃棄物」に該当します。

市では、産業廃棄物の受け入れは行っていませんので、自らまたは産業廃棄物の処理業許可業者に委託し、適正に処理してください。

また、産業廃棄物の処理については、**三重県四日市地域防災総合事務所　環境室　廃棄物対策課**（TEL059―352－0593）に、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者をお知りになりたい場合は、**一般社団法人　三重県産業廃棄物協会**（TEL059－351－8488）にお問い合わせください。

産業廃棄物の種類（20品目）		主な内容・具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物
	(2)汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で生じた泥状のもの、洗車場汚泥、建設汚泥
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤
	(4)廃酸	酸性の廃液
	(5)廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、廃石膏ボード、レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く）
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12)ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、木材・木製品製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片・おがくず、物品賃貸業に係る木くず、貨物流通のために使用したパレット
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品等製造業において原料として使用した固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18)家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
	(19)家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
(20)上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固形化物など）		

上表の他、毒性や感染症等を有する産業廃棄物に「特別管理産業廃棄物」があります。

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物のうち以下のものは水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に定められています。

種類	内容
水銀使用製品産業廃棄物	別表 1 に掲げる水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。
	別表 1 に掲げるものを材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。（×印のあるものを除く。）
	水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。
水銀含有ばいじん等	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を１キログラムにつき 15 ミリグラムを超えて含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を１リットルにつき 15 ミリグラムを超えて含有する廃酸又は廃アルカリ

別表１　水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの（×印のあるものを除く。）

1	水銀電池		20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
2	空気亜鉛電池		21	灯台の回転装置	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視できるものに限る。）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×	23	水銀抵抗原器	
5	HID ランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	×	25	傾斜計	
7	農薬		26	周波数標準機	×
8	気圧計		27	参照電極	
9	湿度計		28	握力計	
10	液柱形圧力計		29	医薬品	
11	弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	×	30	水銀の製剤	
12	圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	×	31	塩化第一水銀の製剤	
13	真空計	×	32	塩化第二水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		33	よう化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	34	硝酸第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		35	硝酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		37	酢酸フェニル水銀の製剤	
19	顔料　水銀使用製品に塗布されるものに限り	×			

古紙、家電4品目、パソコンのリサイクル

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさん存在します。限りある資源を有効利用するため、リサイクルを推進しましょう。

◆古紙

事業所から出る紙類は、古紙業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に引き渡してリサイクルしてください。紙類は分別しやすく、可燃ごみの減量に最も効果があります。

機密書類についても、機密情報を守ると同時にリサイクルが可能ですので、詳しくは業者にお問い合わせください。

◆家電4品目

家庭用に製造されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは、「家電リサイクル法」対象品目です。不要になった場合は、購入店または新たに買い替えをする販売店に引取りを依頼するか、家電リサイクル券を郵便局で購入して自ら指定引取場所(※)に持ち込むか、産業廃棄物の収集運搬許可業者に処理を委託してください。

※朝日金属株式会社四日市工場
四日市市昌栄町16番11号
TEL059-351-4606

※日本通運株式会社
四日市ロジスティクスセンター事業所
四日市市新正三丁目7番11号
TEL059-352-4155

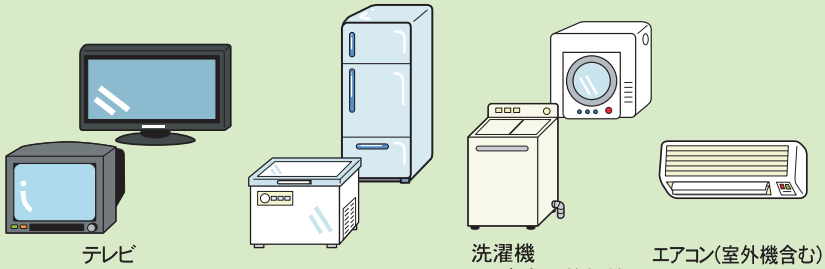

◆パソコン

「資源有効利用促進法」に基づき、不要になったパソコンは、各メーカーに回収を依頼するか(詳しくは各メーカーにお問い合わせください。)、産業廃棄物の収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

デスクトップパソコン(本体)

ノートパソコン

CRTディスプレイ

液晶ディスプレイ

ごみの不法投棄・焼却行為の禁止

◆ごみの不法投棄と焼却行為は犯罪行為です

ごみをみだりに道路や空地に捨てたり、ドラム缶等を使用したごみの焼却行為は、廃棄物処理法で禁止されており、処罰の対象になります。ごみは、事業者自らの責任で適正に処分してください。

Q　&　A

Q　少量の事業系一般廃棄物を地域のごみ集積場に出せますか？
A　地域のごみ集積場は、家庭系廃棄物の専用のごみ集積場です。廃棄物量の多少に関わらず、地域のごみ集積場に事業系一般廃棄物を出すことはできません。事業活動によって発生したごみは、事業者が自らの責任で適正に処理してください。

Q　マンションなどの集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみ集積場に事業系一般廃棄物を出せますか？
A　集合住宅のごみ集積場は、家庭系廃棄物の専用のごみ集積場です。事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理してください。

Q　店舗と自宅を兼ねていますが、事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物を混ぜて地域のごみ集積場に出せますか？
A　店舗と自宅を兼ねている場合、事業活動から出たごみと家庭から出たごみは必ず分別して、それぞれ適正に処理してください。地域のごみ集積場に出すことができるのは、家庭系廃棄物だけです。

Q　メモ用紙や封筒のような細かな紙類は、可燃ごみの中に入れてもよいですか？
A　細かな紙類でもリサイクルが可能なので、古紙業者や廃棄物の収集運搬許可業者にお問い合わせください。

Q　汚れたペットボトル等のプラスチック類はリサイクルできないので、市の施設に搬入できますか？
A　材質がプラスチックであれば、汚れていても産業廃棄物に該当するので、市の施設への搬入はできません。市の施設に搬入できるプラスチック類は、従業員から生じた弁当容器や包装フィルム、ラップ、菓子袋などのみです。

お問い合わせ先

所属名	所管分野	連絡先
四日市市環境部生活環境課 廃棄物対策室	一般廃棄物に関する許認可業務、不法投棄及び不法焼却等に関する業務	TEL059－354－4415 FAX059－354－4412
四日市市環境部生活環境課 リサイクル係	一般廃棄物の減量・分別・リサイクル等に関する業務	TEL059－354－8192 FAX059－354－4412

平成30年3月発行

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。